

令和5年度

# 財政援助団体等監査結果報告書

株式会社 がくどう舎

所沢市監査委員



所 監 第 67 号  
令和 6 年 1 月 31 日

所 沢 市 長 小野塚 勝 俊 様  
所沢市議会議長 島 田 一 隆 様

所沢市監査委員 渡 邊 豪

同 三 上 昌 美

同 中 毅 志

同 谷 口 雅 典

### 財政援助団体等監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を  
所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、  
その結果について報告書を提出します。

## 第1 監査の種類

### 財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象指定管理者及び所管部署

- 1 対象指定管理者 株式会社がくどう舎
- 2 所管部署 こども未来部青少年課

## 第3 監査の目的

公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）について、出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを監査する。併せて所管部署の当該指定管理者に対する指導、監督が適切に行われているかについても監査する。

## 第4 監査の主な着眼点

### 1 指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (2) 公の施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項

### 2 所管部署

- (1) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (2) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項

## 第5 監査の範囲及び対象事項

令和4年度及び令和5年11月24日までの出納及びその他の事務の執行

## 第6 監査の期間

令和5年9月29日から令和6年1月31日まで

## 第7 監査の実施内容

監査の着眼点等について、試査又は精査による監査を実施した。

また、指定管理者及び所管部署に対し提出を求めた資料と書類・諸帳票等を主体として照合し、疑問点等を指定管理者及び所管部署に確認するとともに、令和5年11月24日に関係職員から説明聴取を行った。

さらに、令和5年11月24日に所沢市立小手指児童クラブの施設調査を行い、実査による検証確認を行った。

## 第8 監査の結果

監査の対象となった出納及びその他の事務については、適正に執行されているものと認められた。

また、所管部署の当該指定管理者に対する指導、監督も適切に行われているものと認められた。

なお、要望事項については、今後検討されたい。

### 1 要望事項

(1) 継続監視（モニタリング）における収支状況の確認について  
指定管理者から提出された収支報告書について、同指定管理者が運営する他の施設の費用が一部計上されていた。

収支報告書を確認する際は、当該施設以外の収支が計上されていないか十分に確認されたい。

〔こども未来部青少年課〕

## 指定管理者の概要等

### 1 指定管理者の概要

#### (1) 名称及び代表者

株式会社 がくどう舎

代表取締役 関根 利和

#### (2) 所在地

所沢市小手指元町三丁目16番地の10

#### (3) 指定管理者が行う業務内容

- ① 児童クラブにおいて行う放課後児童健全育成事業に関する業務
- ② 児童クラブの入所の決定に関する業務
- ③ 児童クラブの保育料の徴収に関する業務
- ④ 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの運営に関して市長が必要と認める業務

#### (4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 公の施設の概要

#### (1) 設置目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

#### (2) 所在地、名称、利用者

所在地 所沢市小手指元町二丁目28番地の8

名称 所沢市立小手指児童クラブ

利用者 市内の小学校に就学している児童又は市外の小学校に就

学している市内在住の児童で、その保護者が労働等により  
昼間家庭にいないもの。

### 3 管理委託料

令和4年度 24,387,890円

令和5年度 23,849,000円